

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

事後審査型一般競争入札用

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書に記載する見積金額の内訳であり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 工事費内訳書の工事価格（入札書の見積金額）は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 3 当該工事の閲覧用図書資料として工事費内訳書を用意しているため、これを利用して単価、金額欄を記入したものを提出すること。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 4 工事費内訳書を提出する場合、作成日・工事名称・商号及び代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。
- 5 入札での工事費内訳書は、工事費内訳書に準じ、工種・種別・細別・規格（工事費内訳書が、種目別内訳書、科目別内訳書に区分されている場合は、名称、品質・規格）、数量及び単価並びに入札額の根拠とした金額を明記すること。提出用紙はA4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とし、複数枚になってもよい。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。また、端数処理を行う場合は、10,000円以上の切り捨てをしないこと。
- 7 工事費内訳書の主要項目に記入漏れや計算間違い等の重大な誤りがあった場合には、「入札の無効」に該当するので注意すること。
- 8 工事費内訳書の作成等についての問い合わせは下記のとおりとする。
一般財団法人水戸市農業公社
電話 029-251-5532
FAX 029-251-5584